ホ　自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

八　汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

イ　一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ　要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

第六十二条　法第十六条第一項第十号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

（削る）

二　汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日

三～五　（略）

六　汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　要措置区域等の所在地

ロ　処理の完了予定日

七　汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ロ　当該土地の形質の変更の完了予定日

八　汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　要措置区域等の所在地

ロ　当該土地の形質の変更の完了予定日

（変更の届出）

第六十三条　法第十六条第二項の届出は、様式第二十七による届出書を提出して行うものとする。

2　（略）

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第六十四条　法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八による届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

（削る）

二～八　（略）

九　汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称

十　汚染土壌の運搬の完了予定日

十一～十三　（略）

（新規）

第六十二条　法第十六条第一項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　要措置区域等の所在地

三　汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日

四～六　（略）

（新規）

（新規）

（変更の届出）

第六十三条　法第十六条第二項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

2　（略）

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第六十四条　法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　要措置区域等の所在地

三～九　（略）

十　汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

十一　汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日

十二～十四　（略）